

平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業利用の流れ（訪問看護ステーション向け）

【1】相談

この事業について、現在利用している訪問看護ステーションへご相談ください。

【2】利用申請

訪問看護ステーションを通じて、下記書類を平戸市福祉課へ提出してください。

■必要書類

- ・申請書「平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業利用申請書（様式第1号）」
- ・医療的なケアを受けていることが分かる書類（訪問看護指示書の写し等）

【3】利用決定の（却下）の通知

平戸市から指定訪問看護ステーションを経由して利用者へ利用決定通知書を送付します。

【4】サービスの利用

サービスの利用日時等について訪問看護ステーションと調整してください。

健康保険法の適用となる時間を除いた訪問看護が本事業の対象となるため、長時間の利用や外出先での利用も可能となります。

【5】補助金の申請

訪問看護ステーションが補助金の申請を行います。

【6】交付決定

平戸市医療的ケア児訪問型レスパイト事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を訪問看護ステーションへ、その写しを利用者家族へ送付します。

【7】補助金の支払い

訪問看護ステーションに対し補助金を交付します。

※補助金額よりも利用料金の方が高い場合は、利用者に対し訪問看護ステーションから請求がありますが、補助金額を控除した金額で請求をします。なお、請求の際は、控除する旨、控除する額が明示されます。

※様式については、平戸市ホームページに掲載しています。

【お問合せ先】 平戸市役所福祉課障害福祉班（0950-22-9130）